

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七 年 八 月 二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
金井たかはし眼科	山形市瀬波一丁目六一一五	令和七年九月二十七日
佐久間医院	鶴岡市西荒屋字川原田九八番地	令和七年九月一日
山原整形外科クリニック	酒田市大宮字一貫野 八二	令和七年九月三日
栄町耳鼻咽喉科クリニック	新庄市栄町六一六	令和七年九月二十七日
医療法人 金沢医院	上市市新町二―二―三四	令和七年九月二十四日
整形外科 増子	天童市南町三丁目一四―二七	令和七年九月三日

令和七年八月二十七日

尾崎 俊雄

[illegible]

令和七年八月二十七日

尾崎 俊雄

[illegible]